

第5回政務調査費に関するワーキング概要

日 時：平成20年9月29日（月）15：45～

場 所：議事堂6階603会議室

出席議員：田中博議員（座長）、前野和美議員（副座長）、服部富男議員、
中嶋年規議員、奥野英介議員、萩原量吉議員、今井智広議員、
北川裕之議員（代理出席）

【概要】

1. 前回までに抽出した具体的な検討すべき課題について各会派で取りまとめた意見をもとに急を要する課題について優先的に意見交換を行い、「三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程」及び「政務調査費の運用に係るガイドライン」の改正点などを決定した。意見交換の概要は以下のとおり。

議長への収支報告後の記載事項等の訂正について

- ・従来「三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程」に規定がなかった事項であり、同規程を改正して規定することとする。
- ・改正文案等については、正副座長に一任する。

< 決定事項 >

- ・条例施行規程の改正であり、次回10月17日の代表者会議で座長から提案することとする。訂正報告の様式については事務局案どおりとする。

政務調査にかかる自家用車、交通機関利用時の行程について

- ・調査先名称等の記入については相手先の要望等により明確にできない場合があり、旅費支出計算書には調査先を全て明記できない。
- ・調査行程は調査内容や相手先の都合により、公務出張の行程とは異なり、効率的又は低廉でない行程となることもある。
- ・調査先など旅費支出計算書では明確でない部分は、議員個人が説明責任を果たすこと。

< 決定事項 >

- ・「政務調査費の運用に係るガイドライン」で規定されている「三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の支出基準を準用できるものとします」の規定を「三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の支出基準を参考にできるものとします。なお、行程及び料金については調査活動実態に応じた行程及び料金とする。」に改める。

人件費を計上する場合の雇用契約書の添付義務について

- ・雇用契約書の写し添付の意味は、雇用の実態を明らかにすることである。
- ・短期雇用の繰り返しは、実質的には継続雇用であり、雇用契約書の写しの添付は必要である。
- ・1円以上の支出の領収書を添付して、支出内容の透明性を高めようとしている時に、政務調査費に人件費を計上する場合は全ての雇用について雇用契約書の写しを添付するべきである。

< 決定事項 >

- ・「政務調査費の運用に係るガイドライン」で規定されている「基本的には雇用契約書の写しを添付してください。ただし、1ヶ月までの短期雇用の場合は添付が不要」を、「基本的には」及び「ただし」以下を削除して「雇用契約書の写しを添付してください」とし、全て添付を義務付ける。
- ・雇用契約書の様式は、「政務調査費の運用に係るガイドライン」の参考様式を参考とする。

政党主催の研修会や勉強会と政務調査活動との関係について

- ・政党主催であっても、党員でない一般県民も対象にした研修会や勉強会でかつ、政務調査活動に資するものであれば、政務調査活動と認めるべきである。
- ・「政務調査費の運用に係るガイドライン」では、「後援会主催の報告会」も政務調査費の充当不可となっているが、これも見直すこととなるのか。
- ・主催者（団体）で判断するのではなく、対象者や内容で判断するべきではないか。
- ・政務調査活動に資するものも確かにあるが、政党活動、後援会活動と政務調査活動との明確な区分は困難であり、県民の疑惑を招く恐れのあるものは政務調査費に計上するべきではない。
- ・民間企業のサラリーマンも会社の仕事のために、ポケットマネーを使うこともあり、議員も政務調査活動だから政務調査費に計上しなければならないというものではない。
- ・一律に政党主催だからダメというのではなく、議員が説明責任を果たせるものは可としてはどうか。
- ・再度会派で意見集約をする。

物品購入時のレシートの取扱いについて

- ・収支報告書に添付する証拠書類にレシートが規定されているが、レシートには宛名ないので、定額のものに限るなど金額の制限を設けるべきではないか。

< 決定事項 >

- ・あまり小額なものまで領収書を要求するのは社会通念上妥当ではないの

で、「1件1万円未満の支払いのものはレシートで可」とする。

クレジット決済の場合の証拠書類について

- ・「政務調査費の運用に係るガイドライン」では、通帳の写しを証拠書類としているが、該当部分以外をマスキングして通帳のコピーを提出するのはいかがなものか。

< 決定事項 >

- ・「政務調査費の運用に係るガイドライン」で規定されている「口座引き落としによる支出にかかるものの通帳の写し」を「クレジットカードでの購入によるものは購入時に店頭で発行される利用明細書や領収書（レシート含む）で可」と改める。
- ・詳細な説明を求められた場合は、通帳の写し等により対応することとする。

収支報告に添付する領収書一覧の取扱いについて

- ・昨年度は1件1万円以上の領収書のみ添付していたため、閲覧者の便宜上作成していたが、今年度から全ての領収書を添付しているので不要ではないか。
- ・会派の経理責任者がチェックするのには便利である。
- ・再度各会派で意見集約をする。